

焼津市告示第197号

令和6年度焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年5月13日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、地震による家具の転倒等の被害から市民の身体の安全を確保するため、家具転倒防止器具等を購入し、又はその設置に係る工事を委託する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 家具 タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ及び冷蔵庫
- (2) 家具転倒防止器具等 家具の転倒又は落下を防止するために有効な器具、ガラス飛散防止フィルム及び地震による二次災害（火災）を防止する有効な簡易器具（一般財団法人日本消防設備安全センターの認証する感震ブレーカー等）

(補助の対象者)

第3条 この要綱による補助金の対象となる者は、焼津市内にある住宅を所有し、又は居住し、当該住宅に家具転倒防止器具等を設置しようとする個人とする。ただし、令和6年度家具転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱（令和6年焼津市告示第196号）の規定によるサービスを受ける世帯に属する者及び令和5年度以前に告示した家具転倒・落下防止器具取付サービス事業実施要綱によりサービスを受けた世帯に属していた者を除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和6年4月1日以降に実施された家具転倒防止器具等の購入費及び設置工事費とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(補助金の額及び補助回数)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の3分の2以内の額(1,000円未満の端数切捨て)とし、1万円を上限とする。

2 補助金の回数は、1世帯につき1回限りとし、過去に焼津市から同種の補助金の交付を受けた者は、補助の対象としない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類 各1部

ア 焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書(第1号様式)

イ 領収書等写し(購入及び工事の内訳が分かるもの)

ウ 購入商品の全ての写真

エ 工事前及び工事後の写真

(2) 提出期限

購入した日若しくは工事を完了した日から起算して90日を経過した日又は令和7年2月21日のいずれか早い日まで

(交付の決定及び確定の通知)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付決定及び確定通知書(第2号様式)により補助金交付の決定を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 この要綱に基づく補助金に限り、市が行う領収書の確認をもって、実績報告書の提出は省略する。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度の補助金に適用する。

第 1 号様式(第 6 条関係)

焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 焼津市長

郵便番号 —

住 所

氏 名

電話番号

焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により家具転倒防止器具等購入費の補助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 購入器具等について

購入商品名	
実施内容	
設置業者 (業者が施工した場合のみ記入)	
購入又は工事に要した金額(税込金額)	金 円
申請金額	金 円 「購入・工事に要する金額」×2/3(千円未満切捨て) 上限 10,000 円
添付書類	(1) 領収書等写し(購入及び工事の内訳が分かるもの) (2) 購入商品のすべての写真 (3) 工事前、工事後の写真

2 住宅区分・構造(該当を○で囲む)

区 分	・持ち家・借 家・アパート・公営住宅
構 造	・木 造・軽量/重量鉄骨・その他

(注) 支払い方法については、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段を使用しないこと。

第2号様式（第7条関係）

焼 ー 号
年 月 日

焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付決定及び交付確定通知書

様

焼津市長

年 月 日付けで申請のあった焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金について、下記のとおり交付することに決定及び確定しましたので通知します。

記

1 交付対象 家具転倒防止器具等購入費

2 補助金交付決定額 金 円

第 3 号様式(第 9 条関係)

焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 焼 ー 号により補助金交付の決定及び
確定を受けた家具転倒防止器具等購入費の補助金として、上記のとおり請求し
ます。

年 月 日

(宛先) 焼津市長

住 所

氏 名

印

電話番号

<振込先>

金融機関名	支店名
預金種目 普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号
フリガナ	
口座名義	